電気料金・ガス料金の主な契約種別の料金単価

[電気料金単価]

1. 電気特定小売供給約款

(税込)

			区分	単位	旧単価	新単価
					(消費税率8%)	(消費税率 10%)
従量電灯	A	最低料金	最初の 15kWh まで	1 契約	334円82銭	341円 02 銭
		電力量 料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	19円95銭	20円32銭
			120kWh をこえ 300kWh まで		25円33銭	25円80銭
			300kWh 超過分		28円76銭	29円29銭
	В	基本料金		1kVA	388円80銭	396円00銭
		電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	17円59銭	17円92銭
			120kWh をこえ 300kWh まで		20円82銭	21円21銭
			300kWh 超過分		23円77銭	24円21銭
低圧		基本料金		1kW	1,058円40銭	1,078円00銭
		電力量	夏季	1kWh	14円35銭	14円62銭
電力		料金	その他季	IKWII	12円90銭	13円13銭

2. 主契約料金表

				単位	旧単価	新単価
区分					(消費税率 8%)	(消費税率 10%)
	基本	最初の 10kW ま	で	1 契約	2,160円00銭	2,200円00銭
	料金	10kW をこえる 1kW につき		1kW	388円80銭	396円00銭
はぴe	電力量料金	デイタイム	夏季	1kWh	28円44銭	28円96銭
タイムR		(昼間時間)	その他季		25円86銭	26円33銭
		リビングタイム(生活時間)		IKWII	22円47銭	22円89銭
		ナイトタイム(夜間時間)		14円93銭	15円20銭
	最低料金	最初の 15kWh まで		1 契約	279円82銭	285円00銭
なっトク	電力量料金	15kWh をこえ 1	20kWh まで		19円94銭	20円31銭
でんき		120kWh をこえ	300kWh まで 1kWh		23円66銭	24円10銭
		300kWh 超過分			27 円 29 銭	27円80銭

[ガス料金]

1. 主契約料金表

(税込)

				(1)2/	
Γ.Δ.				旧単価	新単価
区分			単位	(消費税率8%)	(消費税率 10%)
	<a料金></a料金>	基本料金	1 契約	745円10銭	758円90銭
	$0 \mathrm{m}^{3}/$ 月から $20 \mathrm{m}^{3}/$ 月まで	従量料金	1 m ³	155円88銭	158円77銭
	<b料金></b料金>	基本料金	1 契約	1,239円38銭	1,262円33銭
	20m³/月をこえ 50m³/月まで	従量料金	1 m ³	131円23銭	133円66銭
	< C 料金>	基本料金	1 契約	1,243円80銭	1,266円83銭
	50 m ³ /月をこえ 100 m ³ /月まで	従量料金	1 m ³	131円10銭	133円53銭
なっ	<d料金></d料金>	基本料金	1 契約	1,652円80銭	1,683円41銭
トクプラン	100 m ³ /月をこえ 200 m ³ /月まで	従量料金	1 m ³	126円99銭	129円34銭
	<e料金></e料金>	基本料金	1 契約	2,988円00銭	3,043円33銭
ラン	200 m ³ /月をこえ 350 m ³ /月まで	従量料金	1 m ³	120円29銭	122円 52 銭
	<f料金></f料金>	基本料金	1 契約	3,292円50銭	3,353円47銭
	350m³/月をこえ 500m³/月まで	従量料金	1 m ³	119円40銭	121円61銭
	<g料金></g料金>	基本料金	1 契約	6,242円10銭	6,357円69銭
	$500\mathrm{m}^{3}$ /月をこえ $1,000\mathrm{m}^{3}$ /月まで	従量料金	1 m ³	113円48銭	115円58銭
	<h料金></h料金>	基本料金	1 契約	6,552円10銭	6,673円44銭
	1,000m³/月をこえる場合	従量料金	1 m ³	113円17銭	115円27銭

〇消費税率の引上げに伴う経過措置

新単価につきましては、消費税法の経過措置*に基づき、適用いたします。

具体的には、2019年9月30日以前から電気またはガスをご使用いただき、10月1日以降も継続してご使用いただくお客さまにつきましては、原則、11月分料金(電気については10月の検針日以降のご使用分、ガスについては10月の検針日の翌日以降のご使用分)から新単価を適用いたします。

※消費税法附則第5条(旅客運賃等の税率等に関する経過措置)第2項によります。

以 上